

サンワード貿易株式会社

(令和6年3月版)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称 サンワード貿易株式会社
 代表者名 代表取締役社長 依田 年晃
 所在地 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
 許可年月日 令和4年12月28日
 加入協会名 日本商品先物取引協会
 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

年 月	概 要
昭和39年 7月	商品先物取引の受託業務を目的として、北海道明治物産株式会社を札幌市南3条西6丁目3番地に創業。帯広支店開設。
昭和41年 5月	北海道穀物商品取引所の仲買人登録。資本金30,000,000円。
昭和43年 12月	本社を「札幌市南4条西7丁目4番地1」に移転。
昭和46年 1月	資本金を45,000,000円に増額。
昭和50年 2月	農林大臣より、許可制移行に伴い北海道穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和50年 3月	資本金を90,000,000円に増額。
昭和50年 5月	本社を「札幌市中央区大通西4丁目6番1」に移転。
昭和51年 1月	商号を「サンワード貿易株式会社」に変更。
昭和51年 7月	旭川支店、苫小牧支店2支店開設。
昭和52年 1月	資本金を108,000,000円に増額。
昭和52年 2月	帯広支店移転。
昭和53年 11月	資本金を162,000,000円に増額。
昭和54年 10月	農林水産大臣より、東京砂糖取引所砂糖市場の許可を受ける。
昭和55年 11月	新宿支店開設。
昭和57年 6月	苫小牧支店廃止。
昭和59年 2月	新宿支店移転。
昭和60年 3月	本社を「札幌市中央区南1条西12丁目322番地」に移転。
昭和61年 11月	本社を「札幌市中央区大通西4丁目6番1」に移転。
昭和63年 12月	資本金を212,000,000円に増額。
平成元年 2月	旭川支店移転。
平成2年 5月	仙台支社開設。
平成3年 8月	通商産業大臣より、東京工業品取引所綿糸市場・生糸市場の許可を受ける。
平成4年 12月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の許可を受ける。
平成5年 12月	新宿支店移転。
平成6年 12月	通商産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場の許可を受ける。
平成7年 12月	新宿支店を東京支社に名称変更。
平成8年 12月	農林水産大臣より、前橋乾繭取引所繭糸市場の許可を受ける。
平成9年 2月	東京支社移転。
平成10年 2月	上野支店開設。
平成11年 7月	資本金を265,830,000円に増額。
平成12年 8月	仙台支社移転。
平成13年 5月	資本金を318,996,000円に増額。
平成14年 12月	資本金を326,000,000円に増額。
平成15年 5月	資本金を391,200,000円に増額。
平成16年 8月	農林水産大臣より、横浜生糸取引所繭糸市場の許可を受ける。

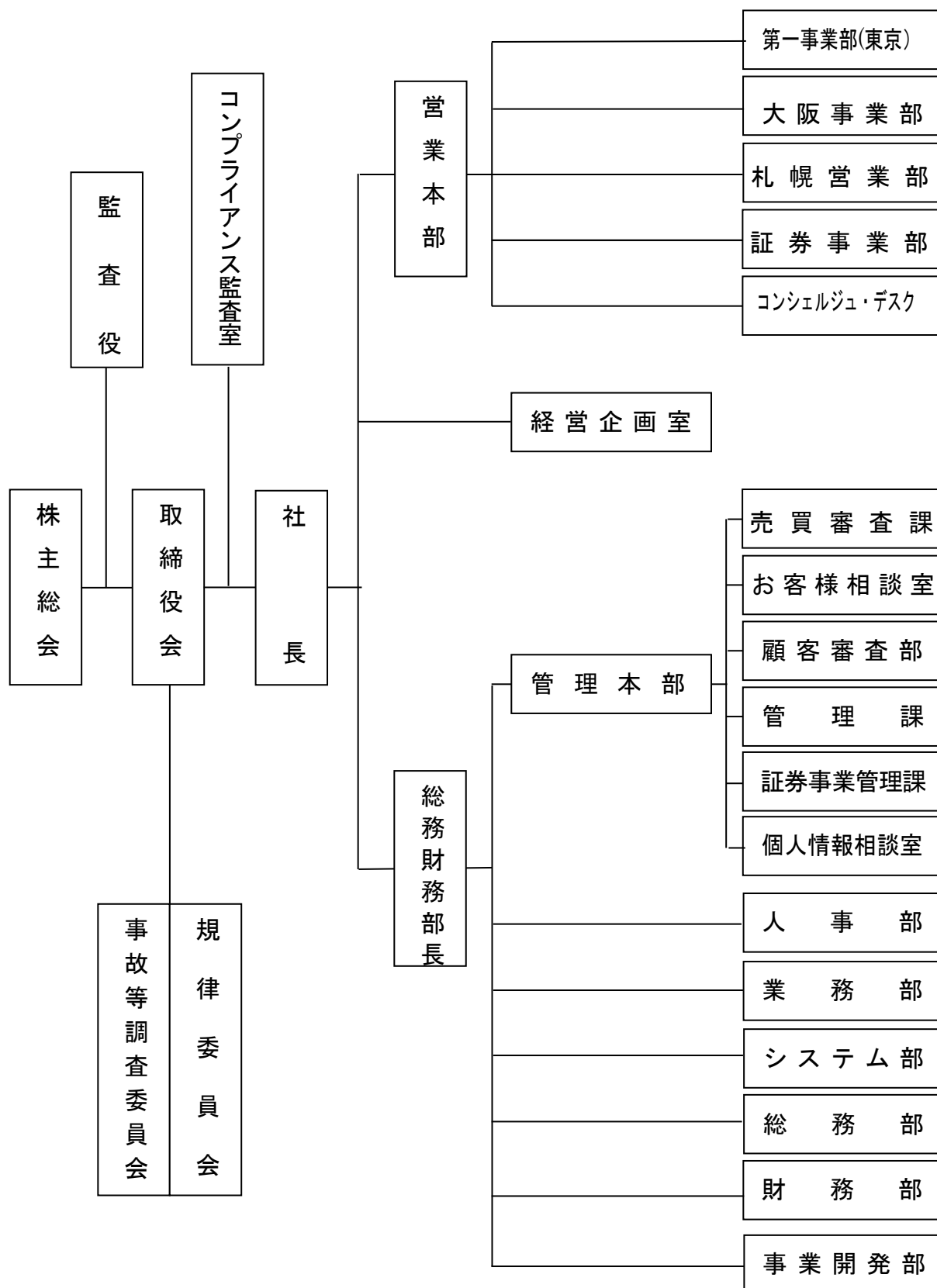
	9月	通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場の許可を受ける。
平成4年	5月	資本金を469,440,000円に増額。
平成5年	6月	資本金を564,000,000円に増額。
	10月	帯広支店移転。
平成6年	4月	上野支店廃止。
	6月	資本金を676,731,500円に増額。
	8月	仙台支社移転。
平成8年	2月	福岡支店開設。
	3月	農林水産大臣より、関門商品取引所農産物市場の許可を受ける。
	7月	通商産業大臣より、名古屋繊維取引所綿糸市場の許可を受ける。
	10月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所ゴム市場、天然ゴム指数市場の許可を受ける。 大阪支社開設。
平成9年	4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場の許可を受ける。 名古屋支店開設。
	10月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所アルミニウム市場の許可を受ける。
	12月	大蔵省北海道財務局長より、金融先物取引業の許可を受ける。
平成10年	5月	飯田橋支店開設。
	7月	農林水産大臣より、関西商品取引所農産物・飼料指数市場の許可を受ける。
平成11年	2月	東京工業品取引所毛糸市場廃止。
	5月	不動産賃貸業開始。
	6月	通商産業大臣より、東京工業品取引所石油市場における受託の許可を受ける。
	7月	資本金を792,171,500円に増額。
	11月	農林水産大臣より、中部商品取引所畜産物市場における受託の許可を受ける。
平成12年	1月	通商産業大臣より、中部商品取引所石油市場における受託の許可を受ける。
	5月	資本金を1,000,000,000円に増額。
	8月	東京工業品取引所綿糸市場廃止。
平成13年	2月	中部商品取引所綿糸市場の受託業務廃止。
	3月	農林水産大臣、経済産業大臣、金融庁長官より、商品投資販売業の許可を受ける。 本社を「札幌市中央区大通西8丁目2番地6」に移転。
	5月	農林水産大臣より、横浜商品取引所農産物市場における受託の許可を受ける。
平成14年	6月	農林水産大臣より、関西商品取引所水産物市場における受託の許可を受ける。
	8月	横浜支店開設。
	9月	経済産業大臣より、大阪商品取引所ニッケル市場における受託の許可を受ける。
	11月	横浜商品取引所繭糸市場の受託業務廃止。
	12月	財務省北海道財務局長より、金融先物取引業の更新許可を受ける。
平成16年	12月	旭川支店廃止。
平成17年	3月	農林水産大臣、経済産業大臣より、改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の 許可を受ける。
	10月	中部商品取引所鉄スクラップ市場の受託業務を追加。
	12月	金融先物取引業を廃業。
平成18年	4月	東京穀物商品取引所が横浜商品取引所を吸収合併。
	5月	関西商品取引所の受託会員退会。
	11月	福岡支店廃止。
	12月	関西商品取引所が福岡商品取引所を吸収合併。 生命保険代理店業務開始。
平成19年	1月	中部商品取引所が大阪商品取引所を吸収合併。 商品投資販売業を廃業。
	2月	横浜支店廃止。

	6月	東京支社を東京本部に呼称変更。 仙台支社を仙台支店に名称変更。
平成20年	2月	飯田橋支店廃止。
平成21年	2月	関西商品取引所農産物市場脱退。
	8月	仙台支店廃止。
	10月	中部大阪商品取引所貴金属市場の受託業務を追加。同取引所鉄スクラップ市場脱退。
	11月	名古屋支店廃止。
平成22年	4月	帯広支店廃止。
	5月	東京工業品取引所日経・東工取商品指数市場の受託業務を追加。 中部大阪商品取引所畜産物、ゴム、天然ゴム、アルミニウム市場脱退。
	9月	貴金属地金販売業務開始。
	10月	東京工業品取引所中京石油市場の受託業務を追加。
	12月	農林水産大臣、経済産業大臣より、商品先物取引法に基づく商品市場における取引の委託を受けることのできる商品先物取引会社の許可を受ける。
平成23年	1月	中部大阪商品取引所解散。
	3月	関西商品取引所農産物市場の受託業務を追加。
	7月	大阪支社を大阪支店に名称変更。
	11月	東京本部を本社へ変更し、札幌本社は札幌出張所に変更。
平成25年	2月	東京工業品取引所が東京穀物商品取引所から一般大豆、小豆、とうもろこし、粗糖を引継ぎ、名称を東京商品取引所に変更。 関西商品取引所が東京穀物商品取引所から米穀を引継ぎ、名称を大阪堂島商品取引所に変更。
平成26年	7月	関東財務局長より第一種・第二種金融商品取引業の登録を受ける。 札幌出張所を札幌支店に変更。 一般社団法人金融先物取引業協会加入。
	9月	東京金融取引所取引所為替証拠金取引「くりっく365」取次業務開始。
平成27年	10月	サンワードホールディングス株式会社が当社の全株式を取得。
平成28年	8月	不動産賃貸業を廃業。
	12月	農林水産大臣、経済産業大臣より、商品先物取引法に基づく商品先物取引業更新の許可を受ける。
令和2年	4月	豊商事株式会社（現豊トラスティ証券株式会社）より商品先物オンライン取引受託業務部門を譲り受け、当該部門の委託者資産及び建玉を移管。 商品関連市場デリバティブ取引業務変更登録。
	5月	日本証券業協会に特定業務会員として加入。
	7月	株式会社東京商品取引所の一部銘柄の株式会社大阪取引所への移管に伴い、大阪取引所の商品先物等取引参加者資格を取得。 清算機構の統合に伴い、株式会社日本証券クリアリング機構の清算資格を取得。 株式会社大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引を開始。
令和3年	7月	株式会社東京金融取引所の為替証拠金取引資格及び証拠金清算資格を取得。
	9月	東京金融取引所取引所為替証拠金取引「くりっく365」において、取次業務から取引参加者としての業務を開始。
令和4年	12月	農林水産大臣、経済産業大臣より、商品先物取引法に基づく商品先物取引業更新の許可を受ける。
令和5年	3月	株式会社堂島取引所の貴金属先物取引（金、銀及び白金の限日現金決済先物取引）の取り扱い開始。
	6月	関東財務局長より金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の追加に関する変更登録を受ける。

7月	本社を「東京都新宿区西新宿 3 丁目20番 2 号」に移転。 日本証券業協会において協会の種類を特定業務会員から会員へ変更。 東京金融取引所取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」業務開始。 東京金融取引所取引所為替証拠金取引「くりっく株365」において「ラッセル2000」、「銀ETF」及び「プラチナETF」が上場。
----	---

② 事業の内容

(1) 経営組織（令和6年3月31日現在）



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業務

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、商品市場における取引の委託を受けることのできる商品先物取引会社として、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得ております。また、当社は、令和 2 年 6 月より商品先物取引仲介業者である ASTRAL COMMODITY JAPAN 株式会社の所属商品先物取引業者となっております。

なお、令和 6 年 3 月 31 日現在、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
(株)東京商品取引所	エネルギー（ガソリン、灯油、原油、軽油、電力、LNG）、中京石油（ガソリン、灯油）
(株)堂島取引所	農産物（小豆、大豆、とうもろこし）、貴金属（金、銀、白金）

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はありません

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務です。
当該自己売買業務は、現在行っておりません。

(b) 兼業業務

- イ. 株式会社大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引を行っております。
- ロ. 株式会社東京金融取引所の取引所為替証拠金取引「くりっく 3 6 5」を行っております。
- ハ. 株式会社東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引「くりっく株 3 6 5」を行っております。
- 二. 貴金属地金販売業を行っております。

③ 営業所、事務所の状況

(令和6年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号
大阪支店	大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 4 番 16 号
札幌支店	北海道札幌市中央区南 2 条西 5 丁目 10 番地 2

④ 財務の概要

決算年月：令和6年3月期

項 目	金 額
(a) 資本金	1, 0 0 0, 0 0 0千円
(b) 営業収益	3, 8 4 4, 0 9 0千円
(c) 受取手数料	3, 8 4 4, 0 9 0千円
(d) トレーディング損益	0千円
(e) 経常損益	7 0 9, 2 6 1千円
(f) 当期純損益	4 5 6, 6 0 8千円
(g) 純資産額規制比率	3 7 8. 7 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式総数 3 2 5, 1 7 8株（令和6年3月31日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑥ 上位10位までの株主の氏名等

（令和6年3月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数	割合
サンワードホールディングス株式会社	3 2 5, 1 7 8株	1 0 0. 0 0 %
計	3 2 5, 1 7 8株	1 0 0. 0 0 %

⑦ 役員の状況

（令和6年3月31日現在）

役職名	氏名
代表取締役社長	依田 年晃
専務取締役	中川 浩靖
取締役	奥村 栄
取締役	西森 一典
取締役	武田 明久
取締役	濱田 隆道
監査役	宮本 博之
監査役	古谷 千晴
監査役	辻 賢之輔
監査役	三村 亨

⑧ 役員及び使用人の数

（令和6年3月31日現在）

	役 員	使用人	合計
総数	1 0名	1 5 1名	1 6 1名

(うち外務員数)	(5名)	(113名)	(118名)
----------	------	--------	--------

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当該事業年度におきまして、商品先物取引業（金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引業務を含む）の手数料収入は約838百万円（前期比約55.1%増）、兼業の通貨関連市場デリバティブ取引業務等（外国為替証拠金取引及び株価指数証拠金取引）における手数料収入は約3,005百万円（前期比約1.3%増）となりました。

背景として、原油市場はサウジアラビアとロシアの減産、米国の景気動向が価格に大きな影響を与える一方、地政学的リスクが下支えし、貴金属市場も地政学的リスクによる安全資産需要の高まりと実質金利の低下が価格上昇の要因となりました。

また、自己の計算による商品先物売買取引はありません。

一方、今期の費用は約3,150百万円（前期比約17.8%増）となりました。

その結果、経常利益は約709百万円で13期連続の黒字となり、責任準備金に5百万円（純額）を計上、税引き後の当期純利益は約456百万円（前期比約20.7%減）となりました。

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

554万円（売買高38,823枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(2) トレーディング部門

本年度は行っておりません。

(3) 兼業業務部門

(a) 株式会社大阪取引所 商品関連市場デリバティブ取引

受取手数料 8億3334万円（売買高515,353枚）

(b) 株式会社東京金融取引所 取引所為替証拠金取引

受取手数料 29億433万円（売買高2,958,259枚）

(b) 株式会社東京金融取引所 取引所株価指数証拠金取引

受取手数料 1億81万円（売買高95,273枚）

(c) 貴金属地金販売業

本年度実績はありません

② 取引開始基準

商品デリバティブ取引開始基準

1. 当社は、商品デリバティブ取引について、原則として次に定める取引開始基準に適したお客様から口座開設申込の受付け及び審査を行い、受託等をするものとします。尚、当社からの勧誘に因らないオンライン口座開設によるオンライン取引については、別途定めるものとします。
 - ① 当社が規定する一定の収入を有する方
 - ② 満年齢が20歳以上75歳未満である方
 - ③ ご自身の判断と責任により取引を行うことができる方
 - ④ 商品取引所の定める受託契約準則及び当社の定める規程等に同意いただける方
 - ⑤ 商品デリバティブ取引に係る内容・仕組み・リスクについて十分にご理解いただいている方
 - ⑥ 氏名、住所、連絡先等の取引に必要な個人情報を正確にご提供いただける方
 - ⑦ 反社会的勢力に該当しない方
2. 上記以外で次の①～③の要件に該当するお客様は、当社の定める申出書等の提出をしていただくことで口座開設に係る厳格な審査をさせていただきます。また、④の要件に該当するお客様には、審査のほか当社が規定するデリバティブ取引未経験者の保護措置によりお取引に制限を設けさせていただいております。
 - ① 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計をたてている方（例えば、年金等の収入が収入全体の過半を占めている方）
 - ② 当社が規定する一定の収入を有しない方
 - ③ 満75歳以上の方
 - ④ デリバティブ取引等（レバレッジのある取引で元本を上回る損失となる可能性のある取引をいい、商品デリバティブ取引、外国為替証拠金取引、金融商品等の先物取引等がこれにあたる。）の経験がない方
3. 「銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関」、「証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンク」、「国、地方公共団体その他公益機関」、「民間企業の経理・財務部門」に勤務し金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わるお客様からは、自己の資金で取引する旨を明記した申出書を提出していただくことにより、口座開設に係る審査をさせていただきます。
4. 上記の1.から3.については口座開設のお申し込みに必要な条件です。口座開設申込書及び本人確認書の受入れ後、審査の結果によっては口座開設のご希望に添えかねる場合がございますので予めご了承ください。
5. 当社は、「未成年・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる方」、「生活保護法による保護を受けている世帯に属する方」、「破産者で復権を得ない方」、「商品デリバティブ取引をするために借入れをしようとする方」、「損失が生ずるおそれのある取引を望まない方」、「（損失限定取引を除き）取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方」の口座開設のお申込みは

オンライン取引開始基準

1. 当社は、商品デリバティブ取引について、原則として次に定める取引開始基準に適したお客様から口座開設申込の受付け及び審査を行います。
 - ① 当社が規定する一定の収入（年間概ね 300 万円以上）を有する方
 - ② 満年齢が 20 歳以上 75 歳未満である方
 - ③ ご自身の判断と責任により取引を行うことができる方
 - ④ 商品取引所の定める受託契約準則及び当社の定める規程等に同意いただける方
 - ⑤ 商品デリバティブ取引に係る内容・仕組み・リスクについて十分にご理解いただいている方
 - ⑥ 氏名、住所、連絡先等の取引に必要な個人情報をご提供いただける方
 - ⑦ インターネット利用環境、ご自身のメールアドレスを保有している方
 - ⑧ 反社会的勢力に該当しない方
2. 上記以外で当社が規定する一定の収入（年間概ね 300 万円以上）を有しないお客様に関しては、当社の定める申出書等の提出をしていただくことで口座開設に係る厳格な審査をさせていただきます。
3. 「銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関」、「証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンク」、「国、地方公共団体その他公益機関」、「民間企業の経理・財務部門」に勤務し金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わるお客様からは、自己の資金で取引する旨を明記した申出書を提出していただくことにより、口座開設に係る審査をさせていただきます。
4. 上記の 1. ～3. については口座開設のお申し込みに必要な条件です。口座開設申込書及び本人確認書の受入れ後、審査の結果によっては口座開設のご希望に添えかねる場合がございますので予めご了承ください。なお、審査の結果については非開示とさせていただきます。
5. 当社では、「未成年・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる方」、「生活保護法による保護を受けている世帯に属する方」、「破産者で復権を得ない方」、「商品デリバティブ取引をするために借入れをしようとする方」、「損失が生ずるおそれのある取引を望まない方」、「取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方」の口座開設のお申込みは受付けておりません。

2020.07.27

③ 顧客数

顧客数 2, 155 名（令和 6 年 3 月 31 日現在）

3. 経理の状況

① 貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
《資産の部》		《負債の部》	
【流動資産】	【 19,353,286】	【流動負債】	【 17,082,948】
現金及び預金	1,763,787	未払法人税等	125,370
委託者未収金	37,591	未払消費税等	26,174
商品	572	預り証拠金	16,584,474
前払費用	27,101	賞与引当金	90,000
差入保証金	16,258,453	役員賞与引当金	75,000
預託金	487,000	未払金	84,318
委託者取引差金	742,428	未払費用	76,837
未収収益	33,340	預り金	20,622
その他流動資産	3,051	その他流動負債	150
貸倒引当金(△)	△38		
【固定資産】	【 964,569】	【固定負債】	【 202,782】
(有形固定資産)	(138,370)	長期リース債務	—
建物	106,952	繰延税金負債	18,690
構築物	0	役員退任慰労引当金	184,092
車両	10,422	【引当金】	【 77,631】
器具及び備品	20,995	商品取引責任準備金	67,334
有形リース資産	0	金融商品取引責任準備金	10,297
(無形固定資産)	(64,232)	負債合計	17,363,362
電話加入権	6,164	《純資産の部》	
ソフトウェア	44,432	【株主資本】	【 2,954,493】
その他無形固定資産	13,636	資本金	1,000,000
(投資その他の資産)	(761,965)	利益剰余金	1,954,493
投資有価証券	74,350	利益準備金	250,000
出資金	20	その他利益剰余金	1,704,493
長期未収債権	37,585	別途積立金	4,900,000
長期差入保証金	349,875	繰越利益剰余金	△ 3,195,506
長期前払費用	2,658		
前払年金費用	180,540	純資産合計	2,954,493
保険積立金	99,250	負債・純資産合計	20,317,855
その他投資	60,408		
貸倒引当金(△)	△ 42,512		
資産合計	20,317,855		

② 損益計算書 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【経常損益の部】		
I. 売上高		
受取手数料	3,844,090	
売買損益	—	3,844,090
(売上総利益)		(3,844,090)
II. 販売費及び一般管理費		3,150,993
(営 業 利 益)		(693,096)
III. 営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	300	
その他	17,588	17,890
IV. 営業外費用		
支払利息	—	
その他	1,725	1,725
(経 常 利 益)		(709,261)
V. 特別利益		—
VI. 特別損失		
商品取引責任準備金繰入	2,339	
金融商品取引責任準備金繰入	3,047	
固定資産除去損	3,296	8,683
(税引前当期純利益)		(700,578)
法人税・住民税及び事業税	245,712	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,742	243,969
(当期純利益)		456,608

③ 株主資本等変動計算書（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					自己株式	株主資本合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金					
		利 益 準 備 金	そ の 他 の 利 益 剰 余 金				
			別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
前期末残高	1, 000, 000	250, 000	4, 900, 000	△ 3, 359, 454	—	2, 790, 545	
当期変動額							
剰余金の配当				△292, 660		△ 292, 660	
別途積立金の取崩				—		—	
当期純利益				456, 608		456, 608	
株主資本以外の項目の 当期変動額						—	
当期中の変動額合計	—	—	—	163, 948	—	163, 948	
当期末残高	1, 000, 000	250, 000	4, 900, 000	△ 3, 195, 506	—	2, 954, 493	

④ 個別注記表

I. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 自己所有有価証券

(a) その他の有価証券

市場価格のない株式等以外の株式・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は、全部純資産直入法により処理し資本の部に計上しております。

市場時価のない株式等・・・移動平均法による原価法又は償却原価法

② 保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として受け入れた保管有価証券は商品先物取引法施行規則第 39 条の規定により(株)日本証券クリアリング機構が定める充当価格によっています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・個別法による原価法によっています。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

法人税法の規定に基づく定率法によっています。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備、

構築物については定額法を採用しています。

尚、主な耐用年数は以下の通りです。

建 物 8 年～50 年

②無形固定資産（リース資産除く）

ソフトウェア・・・社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっています。

のれん・・・その効果が発現すると見積もられる期間（計上後 5 年以内）で均等償却を行っております。

その他・・・法人税法に定める定額法によって行っております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(4)引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるために、委託者未収金については、一般債権、貸倒懸念債権、破産更正債権に分類し、預り証拠金等により保全されていない債権につき、全額貸倒引当金を計上しております。又、ゴルフ会員権預託金については、時価を超える部分につき貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金・・・従業員への賞与の支給に備えるため支給実績額を基準として支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金・・・役員への賞与の支給に備えるため支給見込額を計上しております。

役員退任慰労引当金・・・役員退任慰労金に備えるため当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

商品取引責任準備金・・・商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める金額を計上しております。

金融商品取引責任準備金・・・金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項の規定に定める金額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

受取手数料・・・商品先物取引に係る受取委託手数料については、商品取引所における約定日に計上しております。但し、期末時点の未決済建玉に係る委託手数料については、当期の受取手数料（未収収益）として、計上しております。

売買損益・・・商品先物取引については反対売買により取引を決済した時に計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(6)リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピューター及び事務用機器等について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(7)その他計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、投資その他の資産の「長期差入保証金」に含めていた株式会社日本証券クリアリング機構に差し入れている清算基金額（当事業年度 427,000,000 円）について、日本商品先物取引協会による通知書により、「商品先物取引業統一経理基準」における取扱いが明確となったため、当事業年度より、流動資産の「預託金」に含めて表示しております。

Ⅲ. 貸借対照表関係

(1)有形固定資産の減価償却累計額 146,052,148 円

(2)担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次の通りであります。

①担保に供している資産

定期預金	質権	80,000,000 円
預託金	質権	30,000,000 円
合 計		110,000,000 円

②上記に対応する債務

1. 預託金 30,000 千円の担保は委託者資産の保全措置として、預託する基金分離預託に代えて日本商品委託者保護基金より 150,000 千円の保証を受けています。
2. 定期預金は当座貸越契約 200,000 千円の担保に供しております。

(3)預託資産

取引証拠金として、次の資産を預託しております。

(株)日本証券クリアリング機構（金先自己）	差入保証金	150,000,000 円
(株)日本証券クリアリング機構（商先法）	差入保証金（保管有価証券）	33,121,165 円
(株)日本証券クリアリング機構（商先法）	差入保証金	275,866,171 円
(株)日本証券クリアリング機構（金商法）	差入保証金（保管有価証券）	10,613,680 円
(株)日本証券クリアリング機構（金商法）	差入保証金	5,096,111,493 円
(株)東京金融取引所	差入保証金	10,692,741,211 円
合 計		16,258,453,720 円

(4)関連会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 233,783,499 円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

売上高（受取手数料）	5,112,065 円
販売費及び一般管理費	298,618,399 円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書関係

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	今 期 末
普通株式	325,178 株	一株	一株	325,178 株

(注) 発行済株式は全て普通株式であります。

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし

(3)当期事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の	配当金の	一株当たり	基準日	効 力
-----	-----	------	-------	-----	-----

	種 類	総 額	配当額		発生日
令和5年6月26日 定時株主総会	普通 株式	292,660,200 円	900 円	令和5年3月31日	令和5年6月27日

(4) 当期事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和6年6月24日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 243,883,500 円
- ・ 1株当たり配当額 750 円
- ・ 基準日 令和6年3月31日
- ・ 効力発生日 令和6年6月25日

(5) 新株予約権に関する事項

該当はありません。

VI. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

一般事業資金の運用については、短期的な預金等で運用しております。又、銀行借入により資金を調達しており、その資金使途は運転資金であります。

商品先物取引会社として、顧客より調達した預り証拠金は分別管理が定められ、(株)日本証券クリアリング機構等に預託されております。

顧客に対する委託者未収金については、委託者台帳により常時、管理規程に従い管理し、信用リスクの軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額及び時価は次の通りであります。市場価格のない株式等（非上場株式及び出資金、貸借対照表計上額 74,370,000 円）は、「その他有価証券」に含まれていません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：円)

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差 入 保 証 金	16,258,453,720	16,258,453,720	—
預 り 証 拠 金	12,584,474,642	16,584,474,642	—

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 差入保証金、預り証拠金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

VII. 税効果会計

①（流動の部）

未払事業税・未払事業所税	9,032,600 円
賞与引当金・役員賞与引当金	50,523,000 円
繰延税金資産合計	59,555,600 円

②（固定の部）

商品取引責任準備金(金融含む)	23,770,800 円
長期債権貸倒引当金	11,456,300 円
ゴルフ会員権貸倒引当金	1,573,100 円
ゴルフ会員権評価損	4,741,000 円
減損損失額	6,465,900 円
役員退任慰労引当金	56,369,000 円
前払年金費用	△55,281,400 円
その他	947,000 円
繰延税金資産合計	50,041,700 円

③ 合計繰延税金資産 109,597,300 円

④ 評価性引当額 128,288,200 円

⑤ 繰延税金資産の純額 △18,690,900 円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引高 (円)	科目	期末残高 (円)
兄弟 会社	サンワード・サービス& マネージメント株式会社	—	業務委託 (シェアードサー ビスセンター)	87,710,307	弁護士報酬	82,204,000
					福利厚生費	226,307
					支払手数料	5,280,000
					未払費用	8,325,900
	SWAトレーディング 株式会社	—	先物取引の委託	5,112,065	委託手数料	5,112,065
					預り証拠金現金	104,857,667
兄弟 会社	SWタウン株式会社	—	飲食店等の利用	76,866,172	福利厚生費等	27,785,796
			研修業務の委託		広告宣伝費	38,340,376
	YMY株式会社	—	先物取引の委託	144,353,200	弁護士報酬	10,740,000
					未払費用	9,286,200
兄弟 会社	YMY株式会社	—	広告制作物の 作成委託	144,353,200	広告宣伝費	144,353,200
			先物取引の委託		未払費用	21,468,480
兄弟 会社	YMY株式会社	—	先物取引の委託	-	預り証拠金現金	31,505,566

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (1) 飲食店利用料金、先物取引の手数料並びにその他業務委託等については、市場価格 総原価を勘案して協議のうえ決定しています。
- (2) 先物取引の手数料等については、市場価格 総原価を勘案のうえ決定しています。
なお、取引金額に消費税等は含まれていません。

IX. 一株当りの情報

1株当りの純資産額	9,085 円 77 銭
1株当りの当期純利益	1,404 円 18 銭

(注) 1. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計 (円)	2,954,493,229
純資産の部の合計額から控除する金額 (円)	—
普通株式に係る期末の純資産 (円)	2,954,493,229
期末の普通株式の数 (株)	325,178

(注) 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 (円)	456,608,220
普通株式に属しない金額 (円)	—
普通株式に係る当期純利益 (円)	456,608,220
普通株式の期中平均株式数 (株)	325,178

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

以 上